

次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～

参考資料 7

教育課程企画特別部会 論点整理
(令和7年9月25日) 抜粋

主体的・対話的で

① 深い学びの実装 (Excellence)

主に第2,3,4,6章
(生きて働く「確かな知識」の習得、資質・能力育成の具体化・深化、「好き」を育み「得意」を伸ばす、情報活用能力の抜本的向上、個別最適な学び・協働的な学び 等)

主に第5,7章
(授業時数の適正化・平準化、教科書の精選、構造化、裁量的な時間など様々な方策による教師・子供双方の「余白」の創出、カリキュラム・マネジメント 等)

② 多様性の包摂 (Equity)

主に第3,7章
(調整授業時数制度、裁量的な時間、個別の児童生徒に係る教育課程の仕組み、デジタル学習基盤を活用した学習環境デザイン、個別最適な学び・協働的な学び 等)

③ 実現可能性の確保 (Feasibility)

学びをデザインする高度専門職としての教師 デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白 総合的な勤務環境整備

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、
自らの人生を舵取りすることができる 民主的で持続可能な社会の創り手 をみんなで育む

自らの人生を舵取りする力と 民主的で持続可能な社会の創り手 育成（今後の検討イメージ）

「好き」を育み、「得意」を伸ばす
(興味・関心)

当事者意識を持って、自分の意見を形成し、対話と合意ができる

【各教科等での検討イメージ】

好き・得意をベースとした
主体的な進路選択の促進

高
中
小
幼

課題設定
の充実

グループ探究

個人探究

総合

生きて働く「確かな知識」の習得

興味・関心が広がる
教材・学習方法の選択を促進

自分の意見を表現する活動の充実

探究的な要素を持つ学習活動の充実

家庭学習の内容を自律的に決められる
ような段階的指導
(家庭学習はじめ学習習慣の確立を含む)

各教科等

言葉を用いて思考を深めていく指導

多様な子供を誰一人取り残さない
視点としての個別最適な学びと協
働的な学びの一体的充実

科学的知見も生かした
効果的な指導計画・授業方法
児童生徒の学習方略の指導

児童生徒主体のルール
形成や学校生活改善、
行事の創造等の明確化
(みんなが学びやすいルールや環境
の構築を含む)

納得解を形成しようとす
ることの重要性の明文化
(安易な多数決の回避や少数意見の吟味)

特別活動

他者と関わり協同する力の育成

考え、議論する
道徳の徹底

(主体的な判断の
重要性、知・徳・体
の調和のとれた発達
に向けた、道徳的価
値の対立を乗り越え
る必要性や道徳的
実践の強調)

道徳

学びをデザインする高度専門職としての教師
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
総合的な勤務環境整備



- 意図的に用意しなければ、幼児の発達に必要な、様々な人やものと直接的・具体的に関わる体験を十分に確保することが困難になっている
- 一部の幼児教育施設においては、幼児の興味・関心ではなく、SNS等からの偏った情報やそれらに影響を受けた一部の保護者のニーズを優先するなどし、幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘がある



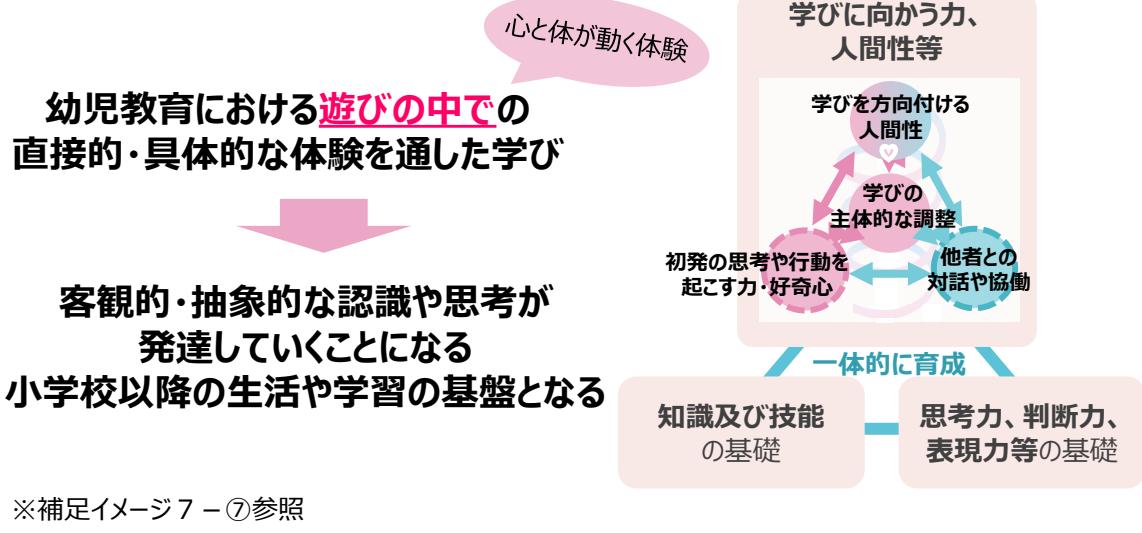
考えられる方向性と論点①（幼稚園教育要領等関係）

1. 直接的・具体的な体験の一層の充実

- どの幼児教育施設においても、幼児の自発的な活動としての遊びを通して資質・能力が育まれるよう、様々な人やものと直接的・具体的に関わる体験を一層充実する方向性で検討すべき

2. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進

- 幼児教育施設と小学校の両者が、相互に共通理解を図り、各園・校における架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）のカリキュラムの作成やスタートカリキュラムの充実等の取組も含め、円滑な接続を一層推進する方向性で検討すべき



※補足イメージ7-⑦参照

【具体的な方策】

- ・子供の資質・能力を育む学びの連続性を明確にするため、幼稚園教育要領等においても、学習指導要領との連続性を表形式やデジタルを活用して示していくべき
- ・子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」と小学校以降の授業改善の取組について相互理解が図られるよう、幼小中高の指導方法の趣旨の一貫性を明確にすべき



具体的な方向性と論点② (幼児教育の質の向上・幼保小の円滑な接続を支える体制づくり関係)

3. 地方自治体における支援体制の充実・強化

- 全ての幼児教育施設において、直接的・具体的な体験が一層充実され、幼児教育の質の向上や小学校教育との円滑な接続が図られることが重要である。このため、設置者や施設類型を問わず全ての幼児教育施設を支える、都道府県教育委員会を始めとする各地域の体制づくりの推進に向けて、幼児教育センターの全都道府県への設置を目指していくべき

- 幼児教育センター設置・活用
- 幼児教育アドバイザー及び架け橋期コーディネーター等の育成・配置、幼児教育施設・小学校等への指導・助言・援助
- 幼児教育及び幼保小接続に関する研修の実施
- 教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高校教育段階までの教育の一貫性・連続性を踏まえた施策の展開

など

幼児教育センター設置 道府県一覧 (令和7年4月現在)

R7申請団体※1	
1 北海道	24 山口県
2 青森県	25 徳島県
3 岩手県	26 香川県
4 宮城県	27 愛媛県
5 秋田県	28 高知県
6 福島県	29 佐賀県
7 栃木県	30 長崎県
8 千葉県	31 熊本県
9 新潟県	32 大分県
10 富山県	33 宮崎県
11 石川県	34 鹿児島県
12 山梨県	35 沖縄県
13 長野県	
14 静岡県	
15 愛知県	
16 三重県	
17 滋賀県	
18 京都府	
19 奈良県	
20 鳥取県	
21 島根県	
22 岡山県	
23 広島県	

自主財源でセンターを設置 ※3

36 群馬県
37 福井県
38 大阪府
39 和歌山県

※1 R7申請団体とは「幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業」申請団体を指す。

※2 上記の事業を活用する自治体数は70市区町村 (R7.4.1時点)

※3 R5幼児教育実態調査の結果より

※4 市区町村におけるセンター設置数: 97自治体 (R5幼児教育実態調査より)

